

## 1章 会員

1. (社) 八尾市薬剤師会の正会員であること
2. (社) 大阪府薬剤師会会員であること
3. 保険薬剤師であること

## 2章 役割

- 1、 休日診療従事薬剤師は、例会時における学術研修会、その他の研修会や講習会において日進月歩する病理、薬理、薬剤の知識を充分吸収し、医師並びに市民(患者)の問い合わせに対して適確、かつ懇切丁寧に対応しなければならない。

## 3章 推薦

休日診療従事薬剤師の推薦期間は半年(4月～9月、10月～3月)とする。

1. 2月と8月の理事会において、推薦候補者の休日診療委員会並びに例会時における研修会への出席状況、及び出勤出務状況、医師並びに市民(患者)への対応状況等を加味して検討し、次回の従事者を八尾市薬剤師会が2月、8月に推薦する。
2. 事務局で日程表を作成し委員長が確認する。
3. 継続して休日診療従事薬剤師の推薦を受けるものは、研修会への出席数が原則6割以上であり、これを満たさないと推薦を受けることはできない場合がある。尚、この条件を満たせば復帰できる。復帰した場合は、日程表の最初に入れる。
4. 過去3年以内に休日診療従事薬剤師の経験があり、新たに推薦を受けようとするものは、研修会への出席数が原則6割以上である場合には推薦に復帰できる。なお、復帰した場合は、日程表の最初に入る。
5. 3年を超えて休日診療薬剤師として従事しなかったものが推薦を受けようとする場合は、5章の規定を準用する。

## 4章 推薦の取り消し

1. 年度途中においても本人の希望、又は勤務状況等により委員長の進言により、理事会で検討した上で八尾市薬剤師会は推薦を取り消すことができる。

## 5章 新規従事者の推薦

1. 理事会は新規従事希望者を随時受け付ける。受け付けた時点より 6ヶ月以上経過後の理事会で、薬剤師会への協力、研修会への参加、学校薬剤師への参加、実地調剤研修を考慮し推薦を決め、八尾市薬剤師会が2月、8月に推薦する。
- 2 前項の研修とは、休日診療委員会・学校薬剤師研修会・例会時における学術・在宅・地域医療研修に8割以上参加、実地調剤研修を2回以上行うことである。
- 3 1項及び前項の実地調剤研修は、次の各号に従って行わなければならない。
  1. 歯科診療のある午前診を一回は必ず入ること
  2. 1日通し（昼、夜）で実地調剤研修を行ってはならない。
  3. ゴールデンウィーク及び年末年始は避けること。
4. 土曜日のみ勤務の場合の研修は、土曜日のみでも認める

## 6章 勤務日

1. 休日診療への勤務日として、日曜日 祝日のみの勤務とともに 土曜日のみの勤務も認める。
2. 土曜日勤務と日曜日・祝日勤務の交代は原則認めない。日曜日・祝日の昼、夜の勤務の交代は原則認めない。
3. 日曜日・祝日の昼、夜続けての勤務は認めない。

## 7章 八尾薬剤師会の活動への参加

1. 休日診療従事薬剤師は八尾薬剤師会の活動(学校薬剤師・保育所薬剤師その他の委員会の活動)に参加しなければならない。
- 2 同一店舗内であれば、休日診療委員会と学校薬剤師委員会のそれぞれを、八尾市薬剤師会の正会員である2人で分けて入会することができる。入会后、2人のうち、片方が人が休日診療と学校薬剤師の両方を持った場合、もう片方は、休日診療だけをすることはできない。

## 8章 定年

1. 当委員会は、定年制を採用し部会員が満70才になった月の年度末(3月31日)で勇退するものとする。

## 9章 会費

1、休日診療従事薬剤師として推薦を受けた会員は 従事期間にかかわらず 年  
会費として 3,000 円を支払う。

以上

平成 2年 8月 25日	休日診療部会で一部改正
平成 8年 2月 22日	休日診療部会で一部改正
平成 10年 2月 28日	休日診療部会で一部改正
平成 16年 2月 8日	休日診療部会で一部改正
平成 18年 11月 12日	休日診療部会で一部改正
平成 21年 11月 8日	休日診療部会で一部改正
平成 24年 4月 8日	休日診療委員会で一部改正
平成 26年 5月 25日	休日診療委員会で一部改正
平成 29年 5月 28日	休日診療委員会で一部改正